幕別町議会議長 古川 稔 様

産業建設常任委員長 藤原 孟

産業建設常任委員会報告書

平成26年6月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。記

1 委員会開催日 平成26年6月10日(1日間)

2 審査事件

陳情第11号 「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制 改定に反対する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣労働者を使用できるのは原則1年間とし、最長でも3年間に制限されていますが、政府が閣議決定した労働者派遣法改正案は、派遣労働者を受け入れる期間の上限を事実上取り払い、3年ごとに人が交代すれば同じ業務を派遣労働者に任せられるようにしています。

この改正案は、増え続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、「生涯ハケン」の不安定雇用を拡大させることになります。

また、政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1日8時間、週40時間」と定められている労働時間の上限を実質的に取り払うことが提案されました。国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできるというものであり、どんなに長く働い「労働残業代はゼロとなり、同会議に出席した厚生労働大臣からも「労働関係では企業の立場が強い」と異論が出されたように、長時間労働やひいては「過労死」の蔓延にもつながり、労働者の生活を根底から脅かすことになります。

よって、政府に対して道内の不安定雇用がますます広がり北海道 経済を深刻化させかねない労働者派遣法の改定、労働基準法の労働 時間撤廃を行わないよう求めます。

4 審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。